

奈 個 情 第 1 号  
平成31年4月12日

奈良市長 様

奈良市個人情報保護審議会  
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第8条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成30年10月11日付け奈健健第190号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第30-2号】

健康増進法に基づく骨粗しょう症検診データ分析に係る情報提供について（諮問  
実施機関 健康医療部健康増進課）

(別紙)

答申：個情第23号

諮問：個情第30-2号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

市長が、骨粗しょう症検診の受診率の向上と骨粗しょう症及び関連する傷病の予防について効果的な対応を実現するため、平成29年度に実施した健康増進法に基づく骨粗しょう症検診のデータの分析を依頼するに当たって、骨粗しょう症検診を実施した受託者に当該骨粗しょう症検診データを加工した上で提供することについては、公益上の必要が認められ、かつ、受診者本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事務の概要

平成29年度に実施した健康増進法に基づく骨粗しょう症検診のデータ（以下「骨粗しょう症検診データ」という。）を保有する市長（健康医療部健康増進課。以下「実施機関」という。）は、対象事務の概要について、次のとおり説明した。

#### 1 平成29年度骨粗しょう症検診業務について

厚生労働省は、40歳以上の者を対象とした骨粗しょう症検診を健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業の一つの柱として位置づけている。

このことから、実施機関においては、骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の向上を図ることを目的として、40歳から70歳までの女性を対象に5歳刻みの節目検診を実施している。実施機関が平成29年度に実施した骨粗しょう症検診の奈良市全体の受診率は8.6パーセントで、決して良いとはいえないのが現状である。

#### 2 骨粗しょう症検診データの提供の必要性について

1の状況を踏まえ、実施機関は次のことから、実施機関が骨粗しょう症検診の実施を委託したもの（以下「受託者」という。）に骨粗しょう症検診データの分析を依頼するに当たって、当該骨粗しょう症検診データの提供が必要である

と考えている。

- (1) 骨折という深刻な状態を防止するため、骨粗しょう症予防・治療の重要性に焦点を当てた啓発が必要であること。また、骨粗しょう症の早期検査と早期の治療を開始が重要であることの啓発が必要であること。
- (2) 骨粗しょう症に起因して、骨折のリスクが高い、又はすでに骨折が発症している場合は、骨折する可能性が高くなるため、健康指導の推進が必要であること。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、実施機関は、受託者が骨粗しょう症検診データを分析した結果を次のように活用する。
  - ア 受診率向上のための啓発資料や、実施機関が実施する健康増進に関する講座や教室、個別相談時の資料とすること。
  - イ 地域・各団体と連携し、自主的な健康づくりへの取組みの支援や、個々の生活状況に即した具体的な活動方法の支援など、骨粗しょう症罹患リスクの増大を防止するための施策を研究すること。

### 3 個人情報安全性の確保

実施機関は、受託者に骨粗しょう症検診データを提供するに当たり、次のような措置を講じることで、その安全性を確保しようとしている。

- (1) 実施機関は、受託者に骨粗しょう症検診データを提供し、分析を依頼することについて、契約を締結するとともに、個人情報の取扱いについては「奈良市個人情報取扱特記事項」の遵守を求める。
- (2) 実施機関は、保有している骨粗しょう症検診データから受託者が分析に必要な情報を抽出することとしており、特定の個人を識別することができる氏名、生年月日、小学校区、実施医療機関名等の情報は提供しない。
- (3) 実施機関は、(2)により抽出した骨粗しょう症検診データにパスワードを設定した上で、奈良市情報セキュリティポリシーに基づいて実施機関において用意したCD-Rに書き込み、実施機関の執務室において受託者の職員に直接交付し、その受渡しを受渡記録簿に記録することで、情報の紛失や漏えいのリスクの軽減を図る。
- (4) 実施機関は、受託者に、骨粗しょう症検診データを分析する作業場所の特定及び職員を限定するとともに、作業場所には特定の職員が管理する鍵により施錠する。
- (5) 実施機関は、受託者に、骨粗しょう症検診データの分析において、提供した骨粗しょう症検診データの複製を制限すること、及び骨粗しょう症検診の複製を認める場合には実施機関の許可を得なければならないことを求める。
- (6) 外部とネットワークを遮断した端末機器を用いるとともに、当該端末機器

の保管については、作業を行わないときは、施錠できる保管場所を定め、適切に保管することを求める。

- (7) 実施機関は、受託者に対し、骨粗しょう症検診データを取り扱う職員の情報セキュリティに関する教育及び研修の実施を求める。
- (8) 実施機関は、受託者が、骨粗しょう症検診データの必要がなくなったときは速やかに(3)のCD-Rを返却させるとともに、骨粗しょう症検診データの分析を依頼する契約が終了したときは骨粗しょう症検診データ等の使用の中止、消去及び廃棄を求める。

### 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が第2の3(1)から(8)までの説明による措置を講じていることから、実施機関が受託者に骨粗しょう症検診データを提供することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認める。

よって、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」とおり判断する。

### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案において、実施機関が受託者に骨粗しょう症検診データを提供することについて公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が骨粗しょう症検診データを受託者に提供するに当たっては、次の事項に留意し、骨粗しょう症検診データの適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、受託者と骨粗しょう症検診データの分析を依頼する契約を締結するに当たっては、契約書案では、受託者が作成する分析結果及び報告書に特定の個人を識別することが可能となる情報を含まないものとし、それらの情報が含まれることが確認された場合には適切に修正、変更するものとしているが、そもそも実施機関が第2の3(2)で説明したとおり、個人の特定につながる項目を削除した上で骨粗しょう症検診データを提供することから、これらの規定の整合を図ること。
- 2 実施機関は、受託者と骨粗しょう症検診データの分析を依頼する契約を締結するに当たっては、提供した骨粗しょう症検診データを取り扱う場所として受託者が指定した場所を当該契約書上で明らかにすること。
- 3 実施機関は、受託者と骨粗しょう症検診データの分析を依頼する契約を締結

するに当たっては、受託者が作成した骨粗しょう症検診データの分析結果等の権利の帰属、取扱い等は受託者と別途協議することとしているが、実施機関が当該契約の目的の範囲内で分析結果等を利用できることを明確にするなど、分析結果等の具体的な権利の帰属、取扱い等について当該契約書上で明らかにすること。

## 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年10月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年10月25日	平成30年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年10月25日	実施機関に意見書又は資料の提出を求めた。
平成30年11月6日	実施機関から意見書又は資料の提出があった。
平成31年2月21日	平成30年度第7回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成31年2月25日	実施機関に意見書又は資料の提出を求めた。
平成31年3月19日	実施機関から意見書又は資料の提出があった。
平成31年3月27日	平成30年第8回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成31年3月27日	実施機関に資料の提出を求めた。
平成31年3月29日	実施機関から資料の提出があった。
平成31年4月12日	実施機関に答申した。

### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	
佐 々 木 育 子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	

